



花見区民ニュース 令和3年9月

福岡県では、緊急事態宣言の期間を9月30日(木)まで延長すると発表されました。

緊急事態宣言の延長により、公民館施設の利用も中止させていただきます。

- 9月5日(日)に、第2回全市環境美化運動を実施
道路の草刈りや清掃に大勢の区民の皆様が参加され
綺麗な花見区を維持することが出来ました。
有難うございました。
- 9月22日(水)に予定しておりました「敬老祝賀会」は
中止し昨年と同様、敬老を祝い記念品を配布する
事に致しました。(70歳以上の対象者)

◦ 今後の行事・会議予定

- | | |
|-----------|-------------------|
| 9月18日(土) | 第2回運営委員会 → 延期 |
| 9月22日 | 敬老祝賀会 → 中止(祝い品配布) |
| 9月25日(土) | 第3回組長会 → 延期 |
| 10月10日(日) | 花見区民体育祭 → 中止 |

花見総区自治会員各位

回 覧

『緊急事態宣言』の延長に伴った対応について

県下の『緊急事態宣言』が、9月30日まで延長されました。対応策を各区自治会長で協議しまして、花見総区の活動および公民館の運営については、従前に準じて、下記の通りといたします。

- (1) 公民館は、9月30日まで閉館します。管理者が、事務所対応いたします（☎42-3105）。
- (2) 当初の年間行事で予定しておりました、敬老祝賀会（9月22日）および区民体育祭（10月10日）は中止します（既報）。
- (3) 9月19日（日）の分別ごみ収集は、実施します。
- (4) 9月25日（土）の松林清掃は、中止します。

花見総区の自治会員の皆様に、多大なご迷惑をかけておりますが、コロナのまん延状況を鑑みまして、ご協力お願い申し上げます。

令和3年9月15日

花見総区長 平 木 俊 敬

諏訪の杜っ子

令和3年9月1日(水)
福津市立福間小学校
文責 教頭

人とつながって、動くことのできる子どもの育成
「つながる」「やってみる」「笑い合う」

コロナ感染リスクを軽減させての教育活動の模索

新型コロナウイルスの感染拡大の勢いがなかなか収まりそうにありません。

様々な立場の方が、様々な困難や不安や悩みを抱え、それでもなんとかこの状況下でできる精一杯のことをされている報道等に触れる度に、学校として何ができるのか、考えさせられる毎日です。

福津市教育委員会からは、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点から、現時点では市内一斉の臨時休業は行わず、感染リスクを最大限に減らし、教育活動をしていく方向が示されました。また、運動会や修学旅行、遠足などの学校行事は、準備や練習等を含め緊急事態宣言期間中は実施できませんが、その教育的意義や子ども達の心情等にも配慮し、可能な限り延期や代替案を検討することも併せて示されました。

学校においても「感染リスクがあるので、できない」と思考を止めるのではなく、教育的な意義を踏まえ、緊急事態宣言明けに2学期に計画していた諸行事等がどのような形だったらできそうか、教職員一同知恵を出し合い、次のような方向で考えています。なお、今後の感染状況によっては以下の代替案等も実施できなくなることも考えられますが、可能な限りなんらかの形で実施の方向を模索していきます。

授業参観(9月8日実施予定)→延期

- 延期します。代替日を10月27日に考えています。参観は保護者の方1名、お一人15分程度と考えています。

ふくまっ子体育(9月25日実施予定)→代替案にて実施予定

- 別日に形を変えて実施します。実施種目に応じて学年単位(もしくは学級単位、ニクラス単位)などで行います。実施日はクラス、学年によって異なりますが現時点では、11月~12月での実施を考えています。

5年キャンプ(10月7日~8日)→代替案にて実施予定

- 9月下旬から10月上旬にクラス単位での実施を検討しています。

秋の遠足(10月15日)→実施予定

- 感染対策を徹底した上で予定どおり実施します。

6年修学旅行(11月29日~30日)→実施予定

- 感染対策を徹底した上で予定どおり実施します。

◆上記以外の主な10月行事等◆

14日:代表委員会 20日:児童集会 22日:クラブ活動 29日:委員会活動

事業者
の皆様

月次支援金や感染拡大防止協力金の 申請サポート窓口を開設します！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、売上が減少している事業者を対象とした支援金や協力金の相談や申請サポート窓口を開設します（無料）。

オンライン(電子)申請でお困りの事業者の皆さんや申請の進め方がわからない事業者の皆さん、申請の対象となるかわからずお困りの事業者の皆さん、行政書士による申請サポート窓口を是非ご利用ください。

相談・サポートを受けることができるものは？



中小法人・個人事業者のための

①(国)月次支援金 (上限：法人 20 万円/月、個人事業者 10 万円/月)

2021 年 4 月以降で緊急事態宣言などが実施された月のうち、飲食店の休業・時短営業や外出自粛などの影響を受けて、月間売上が 2019 年または 2020 年同月比 50%以上減少した事業者の方。
※本窓口で、登録確認機関による事前確認を受けることができます。

②(県)中小企業者等月次支援金

上限：(ア)法人 10 万円/月、個人事業者 5 万円/月
(イ)減少率に応じて、法人 10~60 万円/月
個人事業者 5~30 万円/月

緊急事態宣言などに伴い、(ア)飲食店の休業・時短営業や外出自粛などの影響により、2021 年 5 月・6 月・7 月・8 月・9 月の売上が 2019 年または 2020 年同月比 30%以上 50%未満減少した事業者の方。(イ)酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021 年 5 月・6 月・8 月・9 月の売上が減少して国の月次支援金の給付対象者である酒類販売事業者など。

③福岡県感染拡大防止協力金

要請内容等により給付額が決まるため、詳しくは県のホームページで最新情報をご確認ください。

福岡県による要請に応じて、休業・時短営業を行った飲食店など対象事業者の方。

窓口が開設される日程は？

月	日	時間
9月	17日(金)・24日(金)	① 9:00~ ② 10:00~
10月	7日(木)・14日(木)・26日(火)	③ 11:00~ ④ 13:00~
11月	9日(火)・16日(火)・25日(木)	⑤ 14:00~ ⑥ 15:00~ (各回1時間)

※事前予約が必要です。

サポート会場：福津市役所内会議室（地域振興課窓口にお越しください。）

注意

- ・制度の詳細については、各制度のホームページで最新情報をご確認ください。
- ・申請の相談・サポート窓口ですので、支援金等が交付されるか否かの審査はできません。
- ・申請に必要な書類を予約申込時にお伝えしますので、相談当日に持参ください。
(当日必要書類が揃っていない場合、申請ができませんので、書類に漏れのないようご準備ください)
- ・各支援金等には月ごとに締切日がありますので、ご注意ください。受付が終了している月分もあります。
令和3年9月7日現在

【申込先】 福津市地域振興課 商工振興係 (電話) 62-5014